令和８年（フ）第１９３号
千葉県旭市西足洗3343番地９
債務者　泉　わかの
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１４号
千葉県山武市木原296番地４
債務者　大迫　那奈（旧姓工藤）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
岩手県宮古市津軽石第13地割208番地13
債務者　尾形　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２０３号
千葉県東金市山口852―27　アルビレオ101、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町小関2216番地
債務者　大木　　哲
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０６３号
名古屋市東区泉３丁目26番８号　第30プロスパー泉206号
債務者　原　　将恭
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９７号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘８棟507号
債務者　淺井　保子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７５号
名古屋市守山区大森３丁目904番地の２　リトルハイツ大森102号
債務者　喜多ふじ子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９６号
名古屋市港区大手町６丁目１番地　タウニー大手202号
債務者　橋本　興典
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９６号
愛知県津島市高台寺町二王75―２、住民票上の住所名古屋市南区戸部下１丁目６番５号―２
債務者　齋藤　杏奈
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９９号
愛知県豊明市二村台４丁目17番地７　中島ハイツ204号
債務者　白石　義隆
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０２号
愛知県豊明市阿野町稲葉74番地18　ベルコレクト203号、住民票上の住所名古屋市港区小賀須３丁目1605番地　グランマノワール南陽602号
債務者　蛭子　智也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４２９号
愛知県東海市加木屋町西御門37番地の19
債務者　戸髙　重夫
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３６号
愛知県北名古屋市九之坪天神16番地　グランドール天神202号
債務者　土井　愛未
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５７号
名古屋市港区入場１丁目701番地　アーバンコート入場403号
債務者　原田　雅人
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４７０号
名古屋市中村区鳥居西通２丁目55番地　エントピア鳥居西303号
債務者　喫茶あさいこと　高津戸昌美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８６号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目601番地　グリーンフォレスト鳴海143号、従前の住所名古屋市北区志賀町５丁目15番地　スターホワイト103号
債務者　田水　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５００号
名古屋市緑区浦里４丁目65番地　県営鳴海住宅Ｇ棟102号
債務者　奥田　　学
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部